

海外療養費の支給について

<支給対象>

海外旅行や出張中に、急病や不慮のケガなどでやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた時。

<支給対象とならないもの>

療養を目的として海外へ行き診療を受けた場合、海外で治療を受ける予定だった場合（分娩に伴う医療費など）、日本では保険適用されない臓器移植や不妊治療、妊娠健診、性転換手術など。

また、療養を受けた日の翌日から2年間を過ぎたもの（時効）。

<申請に必要なもの>

- ① 資格情報がわかる書類（資格確認書、資格情報のお知らせ等）…受診時に資格があること。
- ② 受診者のパスポート…日本を出国してから診療を受けた国への出入国および申請時の日本帰国が確認できること。 パスポートに入国や出国のスタンプを押されない場合は、搭乗券など、受診者が診療を受けた国へ入国・出国した日付のわかる資料（原本）。
- ③ 診療内容明細書 …医療機関が作成し医師のサインのあるもの（医科、歯科別）
- ④ 領収明細書 …医療機関が作成し医師のサインのあるもの（医科）
- ⑤ 領収証原本 …診療について医療機関などに支払った事を確認するために必要
- ⑥ 調査に係る同意書 …区が医療機関に受診状況等を確認するために必要
- ⑦ 世帯主名義の銀行口座番号のわかるもの

③④⑥は杉並区公式ホームページからダウンロードできます。暦の1月単位で医療機関ごとに入院・外来別に作成するようお願いしてください。また、③④⑤はそれぞれ和訳を添付し、訳者の住所・氏名を記載してください。

※心身障害者(児)医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、乳幼児と義務教育就学児医療費助成の医療証をお持ちの方は、他に必要なものがある場合がありますのでお問い合わせください。

<支給額の決定について>

日本の医療機関等で同様の疾病等について給付を受ける場合を標準として支給額を決定しますので、**実際に支払った金額とは異なります。あらかじめご了承ください。** また、申請受け付けから支給決定まで（または不支給決定まで）概ね3か月かかります。口座に振り込まれるのは、支給決定通知書をお送りしてから2～3営業日後になります。

<注意事項等>

受診者が日本に帰国してから申請してください。

区民事務所では申請はできません。国保年金課国保給付係窓口のみでの申請受け付けとなります。



杉並区役所 国保年金課 国保給付係

(東棟2階10番窓口)

03-3312-2111 (代表)

03-5307-0642 (直通)